

補助制度を活用しよう

感震ブレーカー設置費補助制度

問い合わせ

危機管理課 TEL 0566-62-1190

地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断して火災被害を防ぐ器具の設置等を補助します。

対象製品

・分電盤タイプの感震ブレーカー

(一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格で定める構造及び機能を有するもの)
補助対象経費の2分の1 上限20,000円(1,000円未満は切り捨て)

・簡易タイプの感震ブレーカー

(一般社団法人日本消防設備安全センターが消防防災製品等として推奨するもの)
補助対象経費の2分の1 上限2,000円(1,000円未満は切り捨て)

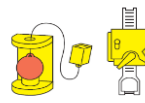
※分電盤タイプの感震ブレーカーは工事着工前に申請してください。



分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



簡易タイプ

耐震改修・耐震化

問い合わせ

建築課 TEL 0566-62-1021

住宅等の地震対策として行う耐震診断や耐震改修、撤去工事、耐震シェルター設置などの補助を行います。耐震診断・耐震化をして安全な建物に住みましょう。

まずは無料
耐震診断！

木造住宅

耐震診断 無料

対象

平成12年5月31日以前に着工された平屋または2階建てのもの。ただし、昭和56年6月1日以降に着工されたものは所有者等による検証の結果、専門家による検証が必要と判定されたものに限る。

耐震改修費補助 上限135万円(155万円)

対象

()は避難道路沿道の場合
耐震診断値が基準値に満たない住宅の耐震改修。精密診断法による耐震補強設計の場合は+20万円

耐震シェルター設置費補助 上限30万円

対象

耐震診断値が基準値に満たない住宅への耐震シェルターの設置
※高齢者(65歳以上の人)または障害者が使用するものに限る

取壊し費補助 上限25万円

対象

耐震診断値が基準値に満たない住宅の取壊し

非木造住宅

耐震診断費補助 対象経費の3分の2

共同住宅など 上限120万円(140万円)

戸建住宅 上限8万6千円(10万円)

()は避難道路沿道の場合

対象 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

耐震改修費補助 対象経費の3分の2

共同住宅・戸建住宅など 上限500万円

(600万円)

()は避難道路沿道の場合

撤去費補助

上限15万円

(通学路または緊急輸送道路等沿道の場合は上限なし)

対象

道路沿いの高さ1m以上のコンクリートブロック、大谷石などの撤去

※工事着工前に申請してください。

※各種補助には、この他にも条件があるものがあります。詳細は建築課へお問い合わせください。

瓦屋根耐風診断・耐風改修

問い合わせ

建築課 TEL 0566-62-1021

強風時における瓦屋根の住宅からの屋根ふき材の脱落等を防止するため、耐風診断・耐風改修を実施する場合に補助を行います。

耐風診断 上限21,000円

対象

令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根のうち、瓦屋根改修が行われていないもの

耐風改修費補助 上限552,000円

対象

耐風診断により、告示基準に適合していないとされた住宅の屋根瓦全面改修

※工事着工前に申請してください。

※各種補助には、この他にも条件があるものがあります。詳細は建築課へお問い合わせください。

この他にも様々な
補助制度があります。
詳しくは建築課へ！

